

静岡県人事委員会は、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1265

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-264）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 給与条例第12条の3第1項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>(表略)</p> <p><u>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員</u> <u>前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年静岡県条例第70号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例の一</u></p>	<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 給与条例第12条の3第1項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び第11条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>(表略)</p>

部を改正する条例（平成14年静岡県条例第71号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年静岡県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第51号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例及び静岡県教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第52号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第53号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第84号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例（平成17年静岡県条例第85号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第86号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員
前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第60号）の施行の日における同条例第1条及び第7条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第62号）の施行の日における同条例第1条及び第3条の規定による改正後の教職員給与条例並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第63号）の施行の日における同条例第1条及び第3条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の給料及び給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

(5) 給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員
（その日に平成22年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第41号。以下

この項において「平成22年改正給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正給与条例第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第13号）附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第42号。以下この項において「平成22年改正教職員給与条例」という。)の施行の日における改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成22年改正教職員給与条例第5条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第43号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成22年改正警察職員給与条例第3条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

- (6) 給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給

料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号。以下この項において「平成23年改正給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正給与条例第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第13号）附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号。以下この項において「平成23年改正教職員給与条例」という。）の施行の日における改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成23年改正教職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号。以下この項において「平成23年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成23年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

4 （略）
第6条 （略）

3 （略）
第6条 （略）

2 (略)

3 給与条例第12条の3第2項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の前日に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(雑則)

第9条 (略)

2 (略)

3 給与条例第12条の3第2項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項(同条第3項及び第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。)並びに第11条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の前日に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(雑則)

第9条 (略)

（給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

第10条 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下「給与条例附則第14項等の規定」という。）の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び同日に受けていた」とする。

2 給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第11条 給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であつて、給与条例第12条の3第1項、教職員給与条例第13条の3第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び同日に受けていた」とする。

2 給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員のうち、第5条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。